

控訴人（原告） X

コメントの追加 [原口1]: 原告（利用者側）が控訴しています。

被控訴人（被告） 社会福祉法人Y会  
同代表者理事長 A

コメントの追加 [原口2]: 被告（事業者側）は社会福祉法人です。

### 主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

コメントの追加 [原口3]: 結論のパートです。

コメントの追加 [原口4]: 第1審と同じく、原告（利用者側）の請求は認められませんでした！

### 事実及び理由

#### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、2807万4000円及びこれに対する平成23年10月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

#### 第2 事案の概要（以下、理由説示部分も含め、原判決の略称をそのまま用いる。）

1 本件は、控訴人が、その母であるBは、被控訴人との間で、被控訴人の経営するデイサービスセンターCを利用してBの介護に必要な給付を行うことを内容とする準委任契約を締結していたところ、Cを利用した際、被控訴人の職員が適切な介助を怠った過失又は注意義務違反により、Bは浴室から出た後に転倒し、それが原因となって死亡したと主張して、民法715条又は準委任契約による債務の不履行に基づき、損害賠償2807万4000円及びこれに対するBが転倒した日である平成23年10月14日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

コメントの追加 [原口5]: 事案のまとめのパートです。第1審とほぼ同じです。

原審は、Bが控訴人主張の態様の事故（入浴後に転倒した。）を起こしたことを認めるに足る証拠はなく、被控訴人の主張（Cに到着後シルバーカーを使用してCの建物に入ろうとした際に倒れた。）に沿った職員らの供述は信用できるとした上、Bは常に介助者が身体を支えていなければ歩行できない状態にはなかったと認められるとして、職員の過失又は注意義務違反を認めず、控訴人の請求を棄却した。控訴人は、これを不服として本件控訴を提起した。

2 本件における前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1及び2（原判決2頁5行目から同3頁18行目まで及び原判決別紙）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決10頁9行目の「倒れるはずである。」の次に「また、被控訴人は、当初は右側に倒れたと主張した（答弁書）が、後に左側に転倒と訂正（乙4）するなど、不自然である。」を、同11行目末尾の

次に「そもそも、当日Bを迎えに来た人物は、Dではない。」をそれぞれ加える。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求には理由がなく、棄却すべきであると判断する。その理由は、以下のとおり原判決を補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 争点に対する判断」の1及び2（原判決3頁20行目から8頁16行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決4頁16行目の「特に見当たらないから、」を「特に見当たらない。控訴人は、Bの転倒した方向に関する被控訴人の主張や立証には変遷があり信用できないとか、そもそもDは当日迎えに来ていないなどと述べて、Dらの証言は信用できない旨主張するが、転倒した方向に関する指摘は、Bの後方から見た供述を元にするか前方から見た供述を元にするかで異なり得るものであるし、控訴人が当日迎えに来た者であると主張するEは、当日欠勤していたものであり(乙1)、控訴人の主張はいずれもDらの証言の信用性を覆すものではない。」を加える。

(2) 原判決8頁6行目の「指摘するが、」を「指摘し、移動時は当然職員が適切な介助をすると思っていたもので、シルバーカーを単独で使用させるなどと思っていた旨主張するが、」を加える。

2 以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、控訴人の請求には理由がないから、これを棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却すべきである。

よって、主文のとおり判決する。

コメントの追加 [原口6]: 第2審裁判所の判断のパートです。  
第1審裁判所の判断に少しだけ書き加えています。